

教 育 委 員 会 議 事 録

(令和元年度 教育委員会 第12回定例会)

開会 令和2年3月11日(水)

閉会 令和2年3月11日(水)

午前9時00分

午前10時16分

場所 西宮市役所東館 801・802 会議室

出席委員	教育長 重松 司郎 委員 前川 豊 委員 側垣 一也 委員 長岡 雅美 委員 藤原 唯人	欠席委員		
会議に出席した職員	職	氏 名	職	氏 名
	教育次長	坂田 和隆	社会教育課長	中島 貴子
	教育次長	大和 一哉	学校改革推進課長	奥谷 和久
	教育総括室長	村尾 政義	学校教育課長	木戸 みどり
	参与	八橋 徹	学校保健安全課長	中前 洋一
	社会教育部長	上田 幹	学校給食課長	因幡 成人
	学事・学校改革部長	津田 哲司	特別支援教育課長	原田 綾女
	学校教育部長	佐々木 理	教育企画課係長	瀧井 佑介
	教育総務課長	薩美 征夫	教育総務課係長	青木 威
	教育企画課長	吉田 巖一郎		
	教育職員課長	北井 良		
	学校管理課長	山下 博之		
	学校施設計画課長	柏木 弘至		
署 名	教育長		委員	

付 議 案 件

<教育長報告>

<審議案件>

- 議案第63号 学校給食審議会委員の委嘱の件 (学校給食課)
- 議案第64号 義務教育学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則制定の件 (教育総務課)
- 議案第65号 義務教育学校の設置に伴う関係規程の整備に関する規程制定の件 (教育総務課)
- 報告第24号 西宮市学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則制定の件 (学校管理課)
- 議案第66号 西宮市立学校施設整備設計等事業者選定委員会委員委嘱の件 (学校施設計画課)
- 議案第67号 西宮市学校運営協議会委員の委嘱の件 **非公開** (社会教育課)
- 議案第68号 人事に関する件 (当日資料) **非公開** (教育職員課)

<一般報告>

- 一般報告① 新型コロナウイルス感染症の対応について (当日資料) [学校教育部・社会教育部]

<資料による情報提供>

- ・令和2年度教育委員の活動予定について [教育総務課]
- ・令和2年度(2020年度)西宮教育推進の方向について [学校教育課]
- ・新しい総合教育センターのあり方検討会報告について [教育研修課]
- ・令和2年度(2020年度)学力向上プロジェクト事業について [教育研修課]
- ・児童生徒の状況について [学校保健安全課]
- ・令和2年度 当初予算関係資料について [教育企画課]

以 上

傍 聴

0名

重松教育長	<p>ただいまより、令和元年度 第12回 教育委員会定例会を開催します。議事録署名委員には、側垣委員を指名します。よろしくお願いします。</p> <p>ここで、各委員に確認します。</p> <p>会議は公開が原則ですが、議案第66号は意思形成過程の案件、議案第68号は人事に関する案件であり、現時点では公表されておりません。</p> <p>また、議案第67号は個人情報を含む案件であり、公開により率直な意見交換ができなくなる恐れがあるため、それぞれ非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、非公開とします。</p> <p>審議の順番についてですが、公開案件から先に行い、続いて非公開案件に移りたいと思います。</p> <p>では、はじめに私から報告させていただきます。</p> <p>今回の新型コロナウイルスに伴う、学校のことに係る経緯について、報告させていただきます。</p> <p>この新型コロナウイルスについては、2月の下旬ぐらいから広がって来ていたわけですが、2月の27日に国から新型コロナウイルスの拡散を防ぐために、小中高等学校、特別支援学校を休校するという要請がありました。</p> <p>休みは3月2日から春休みまでということで、それが27日の18時半過ぎに安倍首相から報告されました。急にこういったことがあったので、そのことを受けて西宮市としてどう対応するか、市長、副市長と話し合いをもつということになり、教育委員会として私、それから次長等で対応するということになりました。</p> <p>西宮市としても、第1回の対応会議を28日に、次の日に開催するというのですが、それまでに方向を決めておかないと、なかなか難しいということで、教育長、教育次長、それから市長、副市長等で、話し合いを進めました。</p> <p>その中で、3月2日から休みと国が言っていますが、27日の夜で、しかも28日、一日だけで休校ということはなかなか難しいと。さらに29日、3月1日が土日で休みなので、明日中に全部措置をとるとするのは、とても無理があるということで、教育委員会側からは、市長等に要請をして3月2日は、学校に任せてほしいと。その旨を理解していただくとともに、保護者等にも文書でお知らせする時間が必要なことから、3月3日から春休みまでの休校という方向</p>

学校給食課長	<p>で、話し合いがもたれて決まりました。</p> <p>その決定を受けて、県と同様に対策会議で検討することとさせていただきました。</p> <p>2月28日の第1回新型コロナウイルスの対策会議が朝8時から開催されて、その中で西宮市内の小中学校、高等学校、それから養護学校を休校する旨が決まり、そのことを受けて、教育委員会としては、それぞれの学校に3月3日から春休みまでの休校を伝えたところです。</p> <p>ただその際、幼稚園、保育所については、国からも休校せずに、という要請がありましたので、そのとおり開園するというので、決定をさせていただきました。</p> <p>またそのような措置をとったことについては、教育委員の皆様にも連絡はしたところですが、その経緯については、この間、説明をしておりませんでしたので、本日、詳細な説明をさせていただいた次第です。</p> <p>そういうことで、今回、この新型コロナウイルスにかかわる学校閉鎖ということで、春休みまで休みということで今のところ決まっております。</p> <p>簡単ですが、これで経緯を報告させていただきました。</p> <p>この件について何か、ありましたら。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>ないようですので、これより審議に入りたいと思います。</p> <p>なお、本日の定例会ですが、3月3日に業務継続計画BCPが発動されたことに伴い、例年一般報告としている案件が、資料による情報提供に変更するなど、議題を精査しておりますので、あらかじめご了承くださいと思います。</p> <p>では、議案第63号「学校給食審議会委員の委嘱の件」を議題とします。</p> <p>議案第63号「西宮市学校給食審議会委員委嘱の件」について、ご説明いたします。お配りしております議案と補足資料をご覧ください。</p> <p>本審議会は、西宮市附属機関条例に基づき、幅広く本市学校給食のあり方や管理運営について調査及び審議いただく常設の審議会でございます。</p> <p>平成30年3月20日付で委嘱いたしました委員が、今月19日をもって2年間の任期が満了になることから、改めまして委員の選考を行い、本日付議するものでございます。</p> <p>選考いたしました委員は、学識経験者2名、保護者代表の2名の計4名で、皆様再任でございます。委員候補の所属等につきましては、補足資料裏面の名簿でご確認いただきますよう、お願い申し上げます。</p> <p>任期は条例に基づき2年とし、本年3月20日付で委嘱させていただき、2年後</p>
--------	--

<p>重松教育長</p>	<p>の令和4年3月19日までとしております。</p> <p>なお、補足資料の表面、委員の新旧対照表でございます。旧委員のうち、関係行政機関職員の学校長代表2名と、栄養教諭代表1名につきましては、5月14日をもって任期満了となりますので、学校の新たな体制が確定した後に、選出いたしまして、改めて付議させていただきたいと考えております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>議案第63号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>重松教育長</p>	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に、議案第64号「義務教育学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則制定の件」、議案第65号「義務教育学校の設置に伴う関係規程の整備に関する規程制定の件」を一括して議題とします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>議案第64号「義務教育学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則制定の件」、並びに議案第65号「同関係規程の整備に関する規程制定の件」につきまして、一括して説明させていただきます。</p> <p>まず、議案第64号の規則についてですが、鑑としてお付けしております提案理由説明書をご覧ください。</p> <p>このたびの規則改正は、一覧表に記載のとおり全部で9件、いずれも来る4月1日に開校する西宮市立総合教育センター附属西宮浜義務教育学校の設置に伴い、新たに義務教育学校を規定するものでございます。</p> <p>なお、このたびの改正に合わせて、義務教育学校の規定以外のところでも、一部見直しを図ったものがございますので、その部分を補足してご説明いたします。</p> <p>まず、資料の5ページをご覧ください。</p> <p>「西宮市学校施設の目的外使用に関する規則」の一部改正で、第4条の使用日及</p>

び使用時間の規定につきまして、使用できる日時が、校園長が認める日時であることを明確にあらわすものでございます。

1枚めくっていただきまして、7ページをご覧ください。

「西宮市立学校の体育施設開放事業に関する規則」の一部改正で、第5条の学校体育施設等の規定につきまして、使用日だけではなく、使用時間についてもあらかじめ校長と協議するよう、実態に即して明確にあらわすものでございます。

次に9ページをご覧ください。

「西宮市立の学校の管理運営に関する規則」の一部改正で、第27条の警備及び防災の規定につきまして、同規則の第25条で報告を求める学校安全計画には、警備及び防災計画の内容も包含されていることから、事務を簡素化するものでございます。

最後のページ、16ページをご覧ください。

「西宮市立山東自然の家条例施行規則」の一部改正で、第3条の使用許可の規定について、軽微な内容変更につきましては、手続上、使用許可申請書の再提出を求めるまでもないことから、利用者の利便性の向上を図るものでございます。

議案第64号の規則改正にかかる説明は以上でございます。

続きまして、議案第65号の規程の改正につきまして、ご説明いたします。鑑の提案理由説明書をご覧ください。

先ほどの規則改正と同様、西宮市立総合教育センター附属西宮浜義務教育学校の設置に伴い、新たに義務教育学校を規定するもので、一覧表に記載のとおり全部で7件ございます。

このうち義務教育学校の規定以外のところで見直しを図ったものについて補足してご説明いたします。

まず、資料の3ページから24ページにかけて、「西宮市立の学校の管理運営に関する規則施行規定」に係る各種様式を掲載しております。個々の詳細な説明は割愛させていただきますが、義務教育学校の設置に伴って、新たに様式を追加したもののほか、校種別に設けていた様式のうち、文言や体裁を工夫することによって共用できるものについては様式の共通化を図ったもの、また、教育課程の変更に伴い記載欄を一部改めたものなど、全体的に見直しを図っております。

具体的に幾つかお示ししますと、義務教育学校の設置に伴って新たに様式を追加したものは、14ページから16ページにかけて、第9号の8、第9号の9様式で、義務教育学校の届出書を新たに追加しております。

また、文言や体裁を工夫して様式の共通化を図ったものは、3ページから10ペ

	<p>一ツにかけて、第2号から第7号様式で、学校長氏名を学校園長氏名に改め、17ページの第10号の2様式では、校種ごとに設けていた様式を〇〇学校と表記することで、共通化を図りました。</p> <p>また、教育課程の変更に伴い、記載欄を一部改めたものは、11ページの第9号の2様式、13ページの第9号の5様式で、外国語の欄を追加しております。</p> <p>最後に34ページをご覧ください。</p> <p>「西宮市立学校園徴収金及び学校園経由支給金取扱規程」の一部改正でございます。</p> <p>これは、第6条の会計預金口座の規定について、少人数である特別支援学級の各会計科目を一つの口座で管理できるよう規定するものでございます。</p> <p>説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>
側垣教育委員	<p>少し教えてください。訓令について、教委訓令とありますが、訓令というのとはどういう意味ですか。</p>
教育総務課長	<p>法的位置づけがはっきりとした規則と違い、規程を整備する際には訓令といった発令形式をとります。</p>
側垣教育委員	<p>それは確か、教育長が指示するという感じですね。</p>
教育総務課長	<p>そのとおりです。事務処理の手続きなど内部事務的なものを指揮監督するため、長が組織内部に対して発するものです。</p>
側垣教育委員	<p>そういう意味ですね。わかりました。ありがとうございます。</p>
重松教育長	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかにはございませんか。</p>
前川教育委員	<p>説明の方にありました警備及び防災のところで、学校安全計画をもってこれに変</p>

	<p>えると。このところは簡素化で非常に良いことだと思って聞きました。これで進めてもらったらいいと思います。</p> <p>後もう一つですが、義務教育学校、これの設置開校に伴って、今回は扱われていないかもしれませんが、ここから外れてしまうのかもしれませんが、創立記念日ですね。創設日というのは、我々がいただいております教育要覧の中にも、学校名と一緒に何年の何月何日と出ていますが、創立記念日というのは、どのように決まって、どのように委員会で集約している、そのところを確認させてください。このたび新しく義務教育学校ができますので、創立記念日の扱いと西宮浜については、今、小学校も中学校も6月が創立記念日になっていると思うのですが、このところ学校でこれから決めることなのか、決めてから開校するのか、少し創立記念日のことを。学事課になるのかな。わからないのですけれども、教えていただきたいと思います。</p>
<p>学校改革推進課長</p>	<p>創立記念日につきましては、西宮市立の学校の管理運営規則第7条の中に、休業日ということで規定をされていますところから、これまででも学校が創立をしました際に、各学校で決めていただいたその創立記念日を教育委員会の方にご報告いただき、学事課の方で取りまとめをさせていただいているという流れになります。</p> <p>ちなみに、西宮浜義務教育学校につきましては、現時点ではまだこの創立記念日につきましては、ご報告はいただいておりますが、今後学校がスタートする中で、学校の方で決定していただいた創立記念日につきまして、同様に教育委員会の方にご報告をいただくという流れになっています。</p> <p>以上です。</p>
<p>前川教育委員</p>	<p>ということは、西宮浜義務教育学校については、4月のスタートの時点で何月何日が創立記念日かということは、決まっていない状態で年間教育計画を立てることなので、やはり速やかに決めて、年間教育計画がしっかりと立てられると。委員会にもそれが届けられて、市の全体の行事の中で、それがみんなで共通理解できるという形が望ましいかなと思います。はい。わかりました。</p> <p>最後に一つ、小さなことなのですが、先ほど届けの様式に学校園長の氏名で、丸印があったのです。この丸印の扱いと角印の扱いについて、何か違いがあるのか。これは私印ですね。この私印の扱いについて少し教えてください。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>角印というのは、対外的な文書に押すものとして扱います。校長の私印、丸印に</p>

	<p>つきましては、一般の内部事務的なものを使う分には構いませんが、内部文書に角印は押すべきではないと。文書取扱い上はそういう扱いになっております。</p>
前川教育委員	<p>わかりました。</p>
重松教育長	<p>ほかにはございませんか。 よろしいですか。 では、なければ採決に入ります。 議案第64号及び議案第65号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、よって原案は可決されました。 報告第24号「西宮市学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則制定の件」を議題とします。</p>
学校管理課長	<p>それでは、報告第24号、「西宮市学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について、説明させていただきます。 新型コロナウイルス感染拡大防止のために、幼稚園を除く市立学校が3月3日から臨時休業となっております。 臨時休業期間中については、学校施設の目的外使用許可の取り消しを行う必要がありますが、規則上、目的外使用許可の取り消し要件を満たさないことから、規則の一部改正を行うものです。 2ページの新旧対照表をご覧ください。 左側の現行においては、使用者が法令等の違反をしたときや、指示に従わないとき、また委員会や学校が緊急に施設を使用する必要性が生じたときに使用許可を取り消すことができるとしておりますが、今回の取り消し要件を満たすものはありません。そのため、右側の改正案において第5項に「委員会において特に必要があると認めるとき」こちらを追加いたしました。 また、その他、第1項に「第7条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき」を追加しております。第7条は、「管理上支障となる場合や営利を目的とする場合は使用できない」ことなどを規定している、「使用許可しない」条文です。これは、</p>

	<p>市の他の施設の条例等に規定されている取り消し要件と均衡を図るために追加しているものです。</p> <p>なお、今回取り消しを行ったのは、21団体となり、文書にて通知するとともに、電話連絡も行いましたが、事情を考慮していただき、特に混乱はございませんでした。</p> <p>今回は緊急に、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する必要があることから、教育長の臨時代理により、規則の一部改正を行ったことを報告するものです。</p> <p>なお、この規則は2月28日から施行しております。</p> <p>以上でございます。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>
藤原教育委員	<p>結果として全く問題ないと思うのですが、一応コロナウイルスの発生という事象が生じた後にルールを変えて、取り消しを行ったということなので、事後立法により市民に不利益を与えたという行動になっているわけです。それをあえて問題にしようという趣旨は全くないですし、誰も問題にしていないわけですが、もっとセンシティブな話のときは、より慎重にすべき論点だろうなと思います。それだけです。</p>
重松教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかにはございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>報告第24号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。承認させていただきます。</p> <p>一般報告①「新型コロナウイルス感染症の対応について」を議題とします。</p>
学校教育部長	<p>新型コロナウイルス感染症の対応について、学校教育関係の報告をさせていただ</p>

きます。

なお、都合により資料の配布が本日になりましたことをお許しいただきたいと思います。左上クリップ留めの資料をご用意させていただきました。

まず、教育長の経緯説明にもございましたように、安倍首相の休校要請を受けまして、お手元の資料1枚目の校長宛て及び裏面の保護者宛て文書を作成しまして、28日の昼ごろ、各校にメールにて送信をいたしました。

主な内容といたしましては、休業期間、卒業式や校外行事の見込み、通知表の受け渡し、部活動についてとなっています。資料にはとじ込んでおりませんが、市立高等学校に向けても同様の文書を送信しております。

また、小・中・特別支援学校に対しましては、校長・保護者宛てに、3月2日、次の資料になりますが、改めて卒業式についての文書を送信しております。その文書の中で、式の規模を抑えるため、時間短縮に努めること、保護者の参加を1家庭1名とすることについての協力依頼をさせていただいております。

続きまして、資料の4枚目になります。

3月5日より小学校での児童の預かりを開始いたしました。

資料にもありますように、臨時休業期間中、預かり先のない1年生から3年生の児童について、学校で受け入れていただくよう協力をお願いしました。そもそも今回の休業措置が、「子供たちが集まることによる感染リスクを回避するため」ということもあり、矛盾を感じるころでもありましたが、ご家族のやむを得ない事情により、預かり先のない子供たちが出てきてしまう現状も、市民の声として届けられておりました。感染リスクを最小限に抑えながら、一人で家に居られない子供に対する手だてを打てればという思いから、学校にご負担をお願いしたところでございます。

市内の連携不足から、こちらが想定をしていなかった連絡が育成センターから保護者に流れ、学校現場が混乱する一幕もありましたが、3月2日の臨時小学校長会議で校長先生方の理解を得て、実施の運びとなりました。3月4日の締め切り時点で408名の応募があり、現在、各校で体制を組み実施していただいております。

次の資料、資料最後から2枚目になりますけれども、3月6日に担当指導主事が各校への聞き取りを実施しております。そこで伝えられた、卒業式に関することや、子供・保護者・教職員の様子などを抜粋してお示ししています。

卒業式に関しましては、保護者の参加を1名と依頼したことへのご意見、子供たちが外出を控えることの難しさ、教職員自身の育児や通勤に関する不安も寄せら

社会教育部長	<p>れております。</p> <p>裏面には、県から調査のあった兵庫県内、各市町の休業情報をわかる範囲内で載せております。そこから急遽、昨日時点で変わったという連絡も受けておりますが、その時点での情報としてお受け取りください。参考までにご覧いただければと思っております。</p> <p>最後に、本日発出予定の文書でございます。先ほども申し上げましたが、まち中では、公園等で遊ぶ児童生徒の姿も見受けられます。委員会としましても、当初は、「不要不急の外出は控えるよう」注意喚起をしておりましたが、専門家会議や国からのQ&Aにおきましても、外での適度な運動は感染拡大の防止を妨げるものではないこと、心身の健康維持には必要であることも述べられており、その趣旨を周知するため文書を発送いたします。</p> <p>なお、同様の趣旨は、市長メッセージや、各種地域団体を通じて市民にも周知されることになっていることを申し添えさせていただきます。</p> <p>学校教育関係の報告につきましては、以上でございます。</p> <p>私の方からは、イベント、集会等の状況並びに図書館・公民館をはじめとする各種施設の状況について、ご報告を申し上げます。</p> <p>まず、この施設の状況を申し上げます。</p> <p>資料の6ページをご覧くださいませでしょうか。</p> <p>そして7ページ以下に市の所管する各施設の対応状況を載せさせていただいております。3月2日の段階で、市の方針としまして、新型コロナウイルス感染者拡大防止のため、多数の人が屋内に集まる施設については、原則として令和2年3月末まで休館、休業とするということを市として打ち出しましたので、この方針に基づきまして、各施設は休館等の対応をとっております。</p> <p>内容につきましては、7ページ以降に教育委員会だけでなく市全体の主な施設に関しての状況を載せさせていただいております。</p> <p>それから、イベントに関しましては、11ページ以降に横長になりますけれども、イベントの中止状況を、これも市全体のものを載せさせていただいております。</p> <p>主催とした欄、ちょうど真ん中ですが、ここに薄く着色しているものが、市教育委員会が主催したり、共催したりしている行事でございます。</p> <p>これが、一番末尾に少し書いていますが、58件ございました。301件の中の58件という形になっています。</p> <p>主なもの、人数の多いものを申し上げますと、ナンバー10の「宮水ジュニアま</p>
--------	---

つり」プレラホールでおよそ230名のホールでやろうとしていたイベントです。甲東公民館で「梅びらき」甲東梅林と合わせて「市民文化祭」という形で実施する予定の延べ4,000人の方々が来られるような行事でしたが、中止しております。

それからナンバー12の「青年生活学級」知的障害のある皆さんが月1回集う行事がありましたが、これも中止します。

ページがかわりまして、41番、42番、北口図書館で行っていた2月の「おはなし会」。それから52番、53番、3月の「おはなし会」なども中止となっております。

それから少し飛びますが、18ページの201番「ユネスコ世界児童画展」、ユネスコ協会との共催で予定しておりまして、これも数多くの皆さんがいらっしゃる予定でしたが、中止しました。

202番「宮水ジュニア講座」は、各公民館で10数講座が土曜日に行われていて、各講座20名程度のご参加、子供たちが参加しておりましたが、2月22・29日、3月1日・7日・14日、各日の行事は中止としています。

203番、3月中に行われる予定であった各公民館、全公民館で行われる予定であった推進委員会による講座も全て中止としました。

このような形で、58件とは書いていますが、講座数としてはもっと多くの数が中止となります。このような社会教育施設の活動が全てストップとなります。

それから、1ページに戻っていただきまして、イベント・集会等の中止についての考え方ですが、2月20日の段階では、市としてはイベント中止の目安というものが出ていました。一番上の丸のところに書いていますように、不特定多数の集まり、高齢者や基礎疾患等のある方や妊婦の方が集まるイベント。握手、対面等でのグループワーク、歌唱、食事会などのプログラム。見学等でバス移動するもの。屋内外問わず人が密集するものという基準が出ておりまして、これらを総合的に勘案して、考えてくださいということでございました。この段階で既に、今紹介申し上げたほとんどのイベントは中止と判断をさせていただいております。

2ページにありますように、2月20日段階では、国の方からも感染拡大を防ぐためのメッセージが出ました。2月26日に、市としては再通知がありまして、イベントにつきまして、先ほど申し上げた幾つかの項目を総合的に考えるのではなくて、いずれかに該当する場合には中止、延期を検討してくださいという通知が行われました。

	<p>合わせまして4ページにありますように、新型コロナウイルス感染症対策あるいは感染防止を理由とする各施設のキャンセルをした場合には、使用料は還付するという方針、これも市全体で決めたのが2月26日でございます。2月27日に総理大臣の方から学校の休校を、との要請がございまして、一層流れが変わり、5ページにありますように、2月28日、図書館についてはサービスの一部休止としました。この段階で、公民館は、通常どおり開館するが、休校中の子供たちがロビーに来た場合は、帰宅を促そうとか、利用に関してはイベントの集会をなさる方々に、市の考え方や学校が休業中であることを伝えた上での活動上の配慮を促しながら使っていただく方針にしておりました。ただ、この後3月1日に市内で初の感染者が出た状況を受けまして、3月2日にまた市の協議が行われまして、各施設に関して3月いっぱいを目処として、休館・休業するという方針となりました。</p> <p>現在、図書館については、予約図書、電話又はインターネットで予約した図書の貸し出しと返却、そういったことだけを行っております。</p> <p>公民館は臨時休館としておりますので、全ての使用をキャンセルし、使用料については全て還付の手続きをとっているという状況でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
重松教育長	<p>以上で説明は終わりました。</p> <p>これに関して、ご意見又はご質問がありましたら、よろしくお願ひします。</p>
社会教育部長	<p>すみません。1点、抜けていました。</p> <p>失礼いたします。資料の9ページをご覧くださいませでしょうか。</p> <p>3月4日の段階で補導委員の補導活動に関しまして、ご連絡を差し上げています。これは、新型コロナウイルスの感染者の対策本部会議や、議会に設置されました災害対策支援の本部会議の方で、市長や議員さんの方からも休校中の子供たちの生活に関するご心配の声が出ましたので、外に出て体を動かすということに関しまして、これを直ちに家に帰って静かにしていなさいというような声かけをすることがないように、といったご発言など、議論がなされたことを受けまして、児童生徒が補導委員の皆さんの健康に対する配慮も必要と考えながらの通知ではございますけれども、「公園等における子供の外遊びについて、温かく見守っていただきますようお願いいたします。」ということで、学校からの不要不急の外出を控える、自宅の自習学習を行うような指導もございますが、気分転換のために屋外で</p>

	<p>体を動かすことまで禁じているものではないということ。それから、可能な範囲で、カラオケ店やゲームセンターなどの受付で聞き取りをしていただいて、児童生徒が多く集まっているというような利用情報があれば、青少年補導担当までお知らせいただきたい。「換気が悪い」「人が密に集まって過ごす」空間は感染率が高いと言われているということで、そこに補導委員から立ち入っての声かけまでは必要ないというようなことを通知させていただいております。</p> <p>以上です。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。何かご質問、ご意見ありましたら、お願いします。</p>
側垣教育委員	<p>質問と意見というか、一つ。先ほど佐々木部長から説明がありましたけれども、学校での預かりについてということですね。育成センターさんで、数字を教えてくださいたいのですが、今実際に預かり事業をしている学校というのは、何校ぐらいありますか。小学校だけですね。</p>
学校教育部長	<p>小学校のみ41校でございます。</p>
側垣教育委員	<p>全校。</p>
学校教育部長	<p>全校です。</p>
側垣教育委員	<p>それで、先ほどの説明の中で学校、教育委員会の想定していない連絡が育成センターの方から入ったという、そのあたりの経緯をもう少し詳しく説明いただけますか。</p>
学校教育部長	<p>詳細なことにつきましては、またご報告しますが、3月の3日の日から、育成センターが開所されました。朝から。学校の預かりは3月5日からということになっておったのですが、3月3日の育成センター開所に当たって、指導するメンバーを誤って、情報を誤って送信しているというような場面がございました。具体的に言えば、小学校教諭がその保育にかかわって、指導員がそのサポートに回るのでというような、少し情報を誤ったものが流れてしまいました。まだ私どもの教育委員会の方から、3月5日から預かりを開始するということにつきましても、情報として流す以前の段階でございましたので、学校現場の方としては、寝耳に</p>

<p>側垣教育委員</p>	<p>水というような状況で、どうなっているのだということで混乱をきたしたと。そういうことでございます。</p> <p>わかりました。育成センターの方は3月2日からも当然今までと同じようにやっていたと思うのですが。3月2日も登校日ですので、登校日でしたが、午後、放課後は育成センターの方が開所したと。ということは、当初、私どもも育成センターがあるので、情報をいただいているのですが、前の週の土曜日の夜中に、火曜日から学校の方で、午前中は学校の方に行って、昼から通常通りに育成センターで見るという話があって。日曜日の夜中に、市の方からまた、いやそうではないのだという連絡があって、育成センターの指定管理の運営者側にとったら、非常に何て言うか、ああ、これで少しほっとしたなというところが、もう一回急遽、担当者を配置しなければいけないということで、急遽の話だったのでね。かなりそのあたり市の行政の方の連絡かどうかもわからないのですけれども、現実のことを言うと運営者側は非常に混乱して、どうしたらいいのかというのと、それから人数も少ないですし、そういう困惑と、それから物すごく大変な状況があったのですね。だから少しそのあたりを、もう明らかにしたいなということで、質問させてもらったのですが、そのことについて言えば、私も少し立場で、微妙なのですけれども、指定管理者の方の打ち合わせなど、意見を聞いていると最初の情報を受けて、学校側も一緒に協力していただけるという気持ちでやっていて、これもいい機会だなと。先生方が普段の様子と活動、教室とは違う子供たちとかかわりができるので、協力してできるということは、とてもいいことだなと、すごく積極的に捉えていたこともあったのです。ところが、後の通知で、いや、午前中は学校で見るのは希望者だけで、育成センターは朝から開所して8時から子供たちを見てくれと。そのときの理由が、150名の育成センターがあって、それプラスその希望者を受け入れると、とんでもない数になるので、とてもではないが見ることができないから、そういう変更をしたという。私たちも理由を聞いていて、うん、それどういうことなのかなと非常に疑問に思っていたところもあるのです。幸い、一週間経過して、何とか体制をとれて大体、育成センターの方は利用者と通常の半分ぐらいです。50%ぐらい、昨日打ち合わせて情報を聞いたらね、何とかできているのですけれども、そのあたりの急なことだったのですけれども、連絡の行き違いということの中で現場は非常に混乱したということがあるので、今後、やはり学校と協力して子供たちを見ると。育成センターに通っている子供も、やはりその小学校の子供ですので、朝から見るとなったら、夏休</p>
---------------	---

	<p>みとは違った体制を組んでいないので、非常に混乱するということは、学校の方も理解していただきたいなということと。もう一つ、朝から見ているときに、教室等利用できないというか、グラウンドも育成で使ってもらったら困るみたいな、学校で指示を出されたところもあるようです。実際に幾つか。だから、そのあたりの配慮というか、そういうものも、もっとあってもよかったのではないかなど。今は育成課の立場で意見を言いましたけれども。そういうあたりの今後の協力体制なども検討していただけたらなと思います。</p> <p>一番大きかったのは、27日が金曜日です。しかも夜でしたので、もうそのときの対応は、土日の間でやっていました。その情報を育成センターの方は何とかやらなきゃいけないということになっていたんで、だから学校の協力、私たちも協力は別にやぶさかではないと言っていたのですが。ただまだ調整中の段階なので、要するにここどうするかというのが、まだ決まったわけではないのに先にどんどん情報を流してしまったので、こっちも方向性がきちんをとれてなかったんで、最終的には、日曜日に育成センターはそのまま。で、学校の方は学校の預かり保育でやるということで、最終調整ができました。その間、育成センターの方もこども支援局の方も、そのためにいろいろな努力はしていただいたので、そのときに調整はできたのですが、要は、まだ決まってもないことを先に流してしまうと、なかなか難しい面があるというか。その調整をしてこれでいけるというように、だから土日がありましたので、そのために月曜日の休校を火曜日に延ばしたわけなので、調整の仕方が少しまづかったのかなというのは、私たちも思っています。</p> <p>ただ、さっき言ったように文書が先に流れてしまったので、誤解をたくさん受けたということがあるので、今後はきちんとした体制が取れて、きちんとしてできるようになってから、情報を流すということをしていないといろいろ難しいかなど。</p>
重松教育長	側垣教育委員
重松教育長	現場から少しその話も聞いていますので、それを少しお伝えしておこうかなと思って。
	学校の方も、3日からというのは、募集しないといけないとか、いろいろな条件があります。市長部局は3日からできませんかと言われたのですが、それ、少し待ってくださいよということで、一応、5日からということになりました。ですからそのあたりの調整が急遽だったので、少しバタバタしたのかなと思っていま

側垣教育委員	<p>す。</p> <p>これからは、そういうことがないように、きちんとした体制をとっていかなきゃいけないと思います。</p> <p>それと今、最後の方に言いました学校によって、結構対応が違うのと、育成センターの意見を聞いていると、やはりかかわりに特別な配慮の必要な子供を育成センターで今、お預かりしているわけですね。そういう子供が朝から毎日来るとなると、かなり大変なので、やはりそういう面でサポートしていただけたらありがたいなというのと、それからもう一つ、例えば、今はインフルエンザもはやっているのですよ。となると、急に発熱したときに、育成センターの方でその隔離して、そこで別室で見ているということが、なかなか難しいので、そういう意味で学校側と協力いただけたら、ありがたいなということは、意見として出ていました。</p> <p>ですから、そのあたりのやりとりを、こういう際ですから、融通をきかせてやっていただけたらありがたいなという。それは、センター側の意見としてそういうことを聞いていますので、お伝えしておこうかと。</p>
重松教育長	<p>今後、こういうことが何回もあると困るのですが、どうすればいいかというのを、これを参考にして、次のときにきちんと対応できるようにやりたいと思います。</p>
側垣教育委員	<p>そうですね。それともう1点よろしいですか。</p> <p>2枚目、担当主事による電話による聞き取り調査報告の中で、最後のその他の中で、「来週あたりから暮らしが苦しい児童宅へ電話で家庭連絡しようかと考えている」という、非常にこれ大切なことだと思うのですね。実は、私ども24時間の子育て電話相談をやっているのですけれども、先週から件数、結構電話が来るのです。もう大変、後ろで子供が泣いているところで電話をかけてこられるなど、そういう家庭もあるし、市のこども支援局の方でもやはりそういう子供たちに対する配慮が必要、何か対策をとらないといけないねということも言っていましたので、できれば学校側の方も積極的にそういう、こう必要である家庭に対して、かかわりをしていただけたらありがたいなと思っています。もう2週間目に入ったらだんだんこう大変になってくるなと思いますので、その点はよろしく願いしたいなと思います。</p>

大和教育次長	<p>先ほど、側垣委員の方から育成センターの運営事業者の状況のご意見をいただきましたけれど、若干、教育委員会のものが対策本部会議に入っておりまして感じたのが、学校が臨時休業になると、教員の手があくのではないかというような捉え方をされる傾向がございまして。だからその人手をいろんなところに使ってもらえればというような意見も出ていたのですが、実際、臨時休業に入りましたら教員は、一軒一軒の子供たちの状況の把握に取りかかります。特に、健康を維持しなければいけないということで、生活指導、それからその次に学習指導、そのあたりの対応もありますから、むしろ学校に子供たちが集まってきてくれると、いろいろと指導も行き届きやすいところが、それぞれの家庭に入ってしまうので、そのあたりの業務が、学校の本務となってきますので、そういう状況の中で、それぞれ関係機関とどう連携できるかという、そこが大きな課題だと思っています。そのあたりを、また今後も引き続き整理しながら対応していきたいというように思います。</p>
側垣教育委員	<p>私少し昨日、うちの育成の担当者に聞いたら、昨日は、市の職員が来てくださったという話でした、手伝いに。誰が来たというのは、教育委員会の指導主事が来られたという形で、そういう意味で教育委員会の方も協力していただいているのだなというのが、よくわかるのですが。</p> <p>わかりました。</p>
重松教育長	<p>ほかにはありませんか。</p>
前川教育委員	<p>今のお話に、大和次長からご説明いただいて、安心しましたけれども、やはり市民の中では、学校が臨時休業したら学校の先生たちは手がすくのではないかと。校区巡視に出ている様子もないし、それは一方的な物の見方ですよ。子供たちは外で遊んでいるし、これでいいと。それが社会教育の今日説明いただいた中に、きちんと補導委員さんにこういう連絡いつているのだなと。これは補導委員さんだけではなくて、学校関係者にもこの考え方があり、いろいろ地域みんなでこの温かく外遊びを見守っていただくなどということが共有できていて、学校の先生たちも校区巡視していると。こういう姿が見えるといいなと思っています。</p> <p>つつい、自分の知っている範囲で、学校の先生、これで手がすくのではないかなと。でも、私も学校にいた経験からいうと、自分のクラスが学級閉鎖になったら、どれだけ大変か。全部の家のその日の子供たちの様子を調べたり、一軒一軒</p>

	<p>プリントを回収して次のプリントを渡したり、もう学級閉鎖にどうかならないでくれと、もう大和次長がおっしゃったとおりなのですよ。でも、ひょっとしたら、学校によって温度差があるのではないかなと。学級閉鎖になったらそのクラスの先生、何か仕事がこう減って、余裕があるのではないかなどいうことを思われないためにも、きちんと学校体制を組んでもらいたいと思いました。</p> <p>それから、外遊びのことをもう一度確認だけさせてください。</p> <p>校区巡視で学校の職員が出るときに、子供たちが公園などで近い距離でなくて、私の近くだったらキャッチボールしている、サッカーしている、軟式テニスやっている、バドミントンしている、バスケットボールしている、本当にもう大人はほっといてくれと。子供たちだけで安全に自由に伸び伸び遊ぶよという、そういう昔ながらのそれを取り巻く地域、幼稚園帰りのお母さんたちが子供の安全を見て一緒に自転車をとめて、そこで砂遊びしているなど、もう普段見ることができないような昔見た姿が、また見ることができて、またそこでみんなが、地域の方々が交流している。そんな様子を見ることができているので、ぜひこれをまた、地域のつながりのもとに、一つのきっかけにできたらなと願っています。</p> <p>学校とかは、この外遊びのことは周知できているのでしょうか。</p>
<p>学校教育部長</p>	<p>そのことに関しまして、周知を進める意味で最後の用紙を本日発出していただきます。臨時休業中の生活指導についてということです。</p>
<p>前川教育委員</p>	<p>わかりました。その説明いただきましたね。</p>
<p>学校教育部長</p>	<p>はい、こちらの方で周知に当たりたいと思います。</p>
<p>前川教育委員</p>	<p>はい、わかりました。</p>
<p>重松教育長</p>	<p>ほかにはございませんか。</p>
<p>側垣教育委員</p>	<p>休業が春休みまでということは、休業は25日か、春休み中は一応規定の春休みとなって、始業式の予定は、今年は8日ですか。</p>
<p>重松教育長</p>	<p>7日です。</p>

側垣教育委員	7日ですか。そこに、その先についてはまたその間に決めるというか。
重松教育長	また、この後の懇談会で話させてもらいます。県が12日に方向を出しますので、それを受けて私たちも、もう一度このことについては委員さんの意見も聞いて検討したいと思います。
側垣教育委員	わかりました。
重松教育長	ほかにはございませんか。 よろしいですか。 これで一般報告①を終了します。 では、議案第66号「西宮市立学校施設整備設計等事業者選定委員会委員委嘱の件」を議題とします。
学校施設計画課長	議案第66号「西宮市立学校施設整備設計等事業者選定委員会委員委嘱の件」につきまして、説明させていただきます。 本選定委員会は、校舎の増改築など学校施設整備事業において、基本設計及び実施設計策定業務等を行う事業者の選定について、入札によらずにプロポーザル方式などによって行う場合に、その事業者の選定について審議していただく機関となります。 1番の委嘱委員ですが、資料の1人目から3人目の委員につきましては、平成30年4月13日から令和2年4月12日まで現在委嘱しておりますが、4月12日で委嘱期間が終了することに伴い、4月13日からの次期の委員委嘱にあたって、3名とも再任したいと考えております。3名とも、今回で2回目の再任となります。 また、4人目の委員につきましては、臨時委員として、再任したいと考えております。今回、1回目の再任となります。 2回目の再任の3名につきましては、専門的な知見や経験だけでなく、本市の学校施設の状況をよく把握した上で、この4年間に小学校や西宮養護学校、瓦木中学校の校舎改築にあたって、基本計画や設計の策定業務を実施する事業者の選定において、公平公正にご審議いただきました。 また、4人目の委員につきましても、瓦木中学校の教育環境整備事業基本計画策定業務を実施した事業者の選定において、臨時委員として公平公正にご審議いた

	<p>いただきました。</p> <p>いずれの委員も限られた事業スケジュールの中、瓦木中学校教育環境整備事業における課題について把握されているため、引き続き同校の基本設計実施設計委託業務を担う事業者の選定において、ご尽力いただきたいと考えております。</p> <p>2番の委嘱年月日は、令和2年4月13日です。</p> <p>3番の委嘱期間につきましては、令和2年4月13日から令和4年4月12日までの2年間を考えています。臨時委員は、令和2年4月13日から当該特別の事項である瓦木中学校教育環境整備事業における基本設計実施設計委託業務を担う事業者の選定に関する調査審議が終了するまでとしています。</p> <p>裏面をご覧ください。</p> <p>本選定委員会の位置づけとしまして、その根拠であります西宮市附属機関条例の一部を抜粋しております。この第2条の第4項に委員の再任についての規定があり、委員は2回を限度として再任することができるとの記載があります。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>議案第66号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に、議案第67号「西宮市学校運営協議会委員の委嘱の件」を議題とします。</p> <p>(事務局 提案説明)</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p>

重松教育長	<p>(質疑討論)</p> <p>では、よろしいですか。 なければ採決に入ります。 議案第67号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p>
重松教育長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。 次に議案第68号は秘密会で行いますので、関係する以外の職員は退席してください。</p>
重松教育長	<p>(関係者以外 退席)</p> <p>議案第68号「人事に関する件」を議題とします。</p>
重松教育長	<p>(事務局 提案説明)</p> <p>説明は終わりました。これより質疑討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>
重松教育長	<p>(質疑討論)</p> <p>無ければ、採決に入ります。 議案第68号については、原案の通り可決してよろしいか。</p>
重松教育長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。 以上で予定されていた議題は全て終わりました。 では、これをもちまして第12回教育委員会定例会を閉会します。 ありがとうございました。</p>

	(終了)
--	------